

質問回答書

業務委託名：蓄電事業参入可能性調査業務委託

1 入札参加資格に関する質問・回答（受付順）

No.	回答日	質疑内容	回答事項
1	5/28	（様式（別紙5）同種業務実績調書） 本様式の（注1）に「複数の業務実績がある場合は、より同種性の高いものを記載すること。」とありますが、本様式に記載できる実績は1つのみという理解で相違ないでしょうか。実施要領「8企画提案競技の方法（4）企画提案書の提出 イ提出書類(エ)同種業務実績調書（別紙5）」では、実績数に関する記載がなかったため、確認させていただき次第です。	・（別紙5）同種業務実績調書に記載できる実績につきましては、1つに限定しているものではありません。
2	5/30 (1回目)	（様式（別紙5）同種業務実績調書） 本様式の（注1）に「複数の業務実績がある場合は、より同種性の高いものを記載すること。」との記載がある一方、質問回答書の回答事項では「（別紙5）同種業務実績調書に記載できる実績につきましては、1つに限定しているものではありません。」とのご回答ですが、（別紙5）に記載できる業務実績は特段数の上限はないという理解で相違ないでしょうか。	・ ご認識のとおりです。
3	5/30 (2回目)	・ 入札参加資格審査をこれから申請となるが、参加は可能か？ ・ 入札参加資格審査をこれから申請した場合、令和7年6月16日（月曜）午後5時参加申し込み書提出期日である令和7年6月16日（月曜）より以前に審査を完了いただくことは可能か？	・ 企画提案書(誓約書含む)の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登録されていれば参加可能です。 ・ 入札参加資格審査に関するご質問は、下記URLの問合せ先へお問い合わせください。 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/buppinkanri/kense/shinse-todokede/20230830135544.html
4	5/30 (2回目)	・ 参加資格に「」「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又はそれ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務について受託した実績を有する者」とあるが、”それ以外”とはスポーツ施設や文化施設等であっても差し支えないか？	・ 差し支えありません。

2 企画提案書に関する質問・回答（受付順）

No.	回答日	質疑内容	回答事項
1	5/28	（実施要領「8企画提案競技の方法（4）企画提案書の提出 イ提出書類（ア）企画提案書」） 「別添「審査基準表」の各評価対象につき3枚を上限とする。」とありますが、企画提案書は、実施方針・実施フロー・工程表、提案内容1、提案内容2、提案内容3、提案内容4、提案内容5、実施体制、業務実績の8項目につき、各項目上限3枚で、全体としては合計24枚が上限という認識で相違ないでしょうか。 業務実績について、（別紙5）とは別に、企画提案書の一部として3枚まで提出できるという認識に相違ないでしょうか。 また、業務実績は、企画提案書と（別紙5）、実施体制は、企画提案書と（別紙6）の複数の提出書類を基に審査されるという認識に相違ないでしょうか。	・ ご認識のとおりです。
2	5/28	（実施要領「8企画提案競技の方法（4）企画提案書の提出 オ提出方法」） 「郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。」とありますが、追跡可能な配達サービスであれば、日本郵便の書留郵便以外の配達サービス（例えば、ゆうパック、ヤマト便など）を使用することは可能でしょうか。	・ 「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」は郵便法及び信書便法上、信書と定義されておりますので、これに該当するものは、法令に定められた送達方法にてご提出ください。
3	5/28	（実施要領「8企画提案競技の方法（5）プレゼンテーション（ヒアリング）」） プレゼンテーションへの参加人数の上限はございますか。 また、説明資料の上限枚数はないという認識で相違ないでしょうか。 プレゼンテーションの時間は、6月23日の企画提案書の提出後に通知いただくご想定でしょうか。直前で交通手段を予約することが難しい可能性があるため、6月23日より前（例えば、参加申込みの提出期限後など）に通知いただけないでしょうか。凡その時間帯でも早めにご教示いただくことを、ご検討賜れますと幸いです。	・ 参加人数の上限はありません。説明資料の上限枚数はありませんが、企画提案書に含まれていない内容の説明は、審査の対象とはなりません。 ・ プレゼンテーション日時の通知につきましてはご認識のとおりです。公平を期すため、6月23日の企画提案書の提出締切り後、速やかに調整を行い通知いたします。